


写

総 コ 推 第 2 2 5 号
令和4年（2022年）7月21日

枚方市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 塚 本 勝 俊 様

枚方市長 伏 見 隆 

諮問第643号

個人情報保護法の改正に対応するための本市条例の整備について（諮問）

令和3年（2021年）5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律（以下「法」といいます。）が改正され、地方公共団体に係る改正部分については、令和5年（2023年）4月1日から施行することとなりました。これにより、従来、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体について、それぞれ分かれていた個人情報保護に関する規律が、法に一律的に規定され、全国的な共通ルールが整備されることとなります。

本市においても、法が直接適用されることとなり、一部の事項を除くほかは、条例で個人情報保護に関する規律を規定することができなくなりますが、現行の条例と同じ取扱いを維持できるものは維持するという考え方の下、条例の整備を検討しています。

つきましては、枚方市附属機関条例別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項担当事務の欄第2号（情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関する調査審議）の規定に基づき貴審議会の意見を聴くため、同条例第1条第2項の規定により下記のとおり諮問いたします。

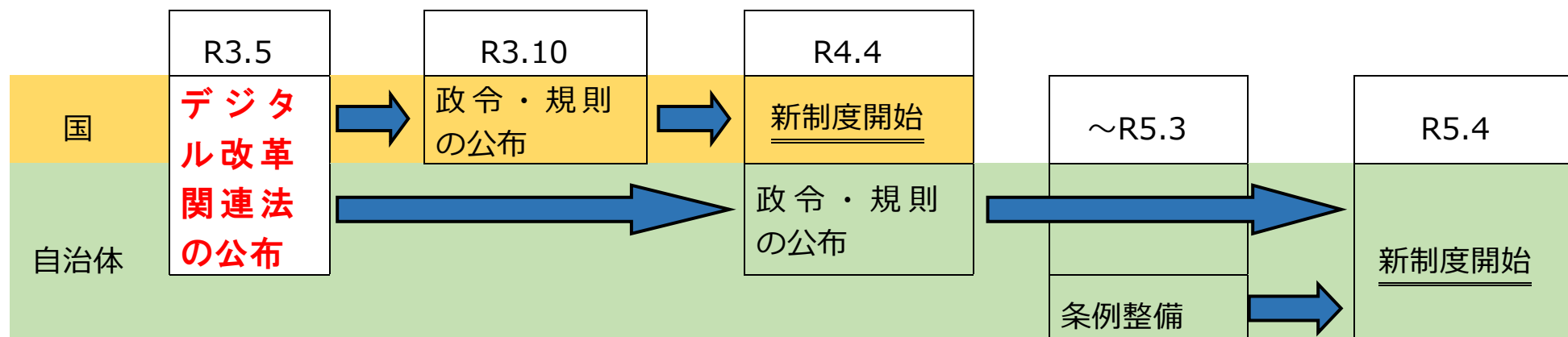
記

諮問事項 別紙のとおり。

個人情報保護制度見直しの概要・条例整備スケジュール

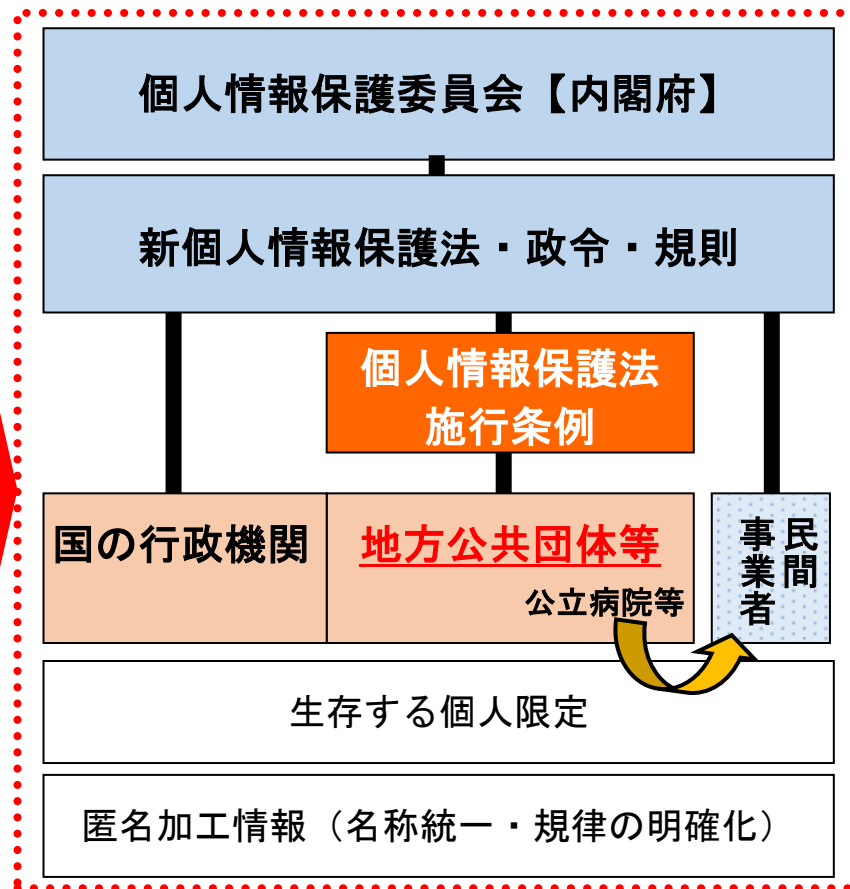
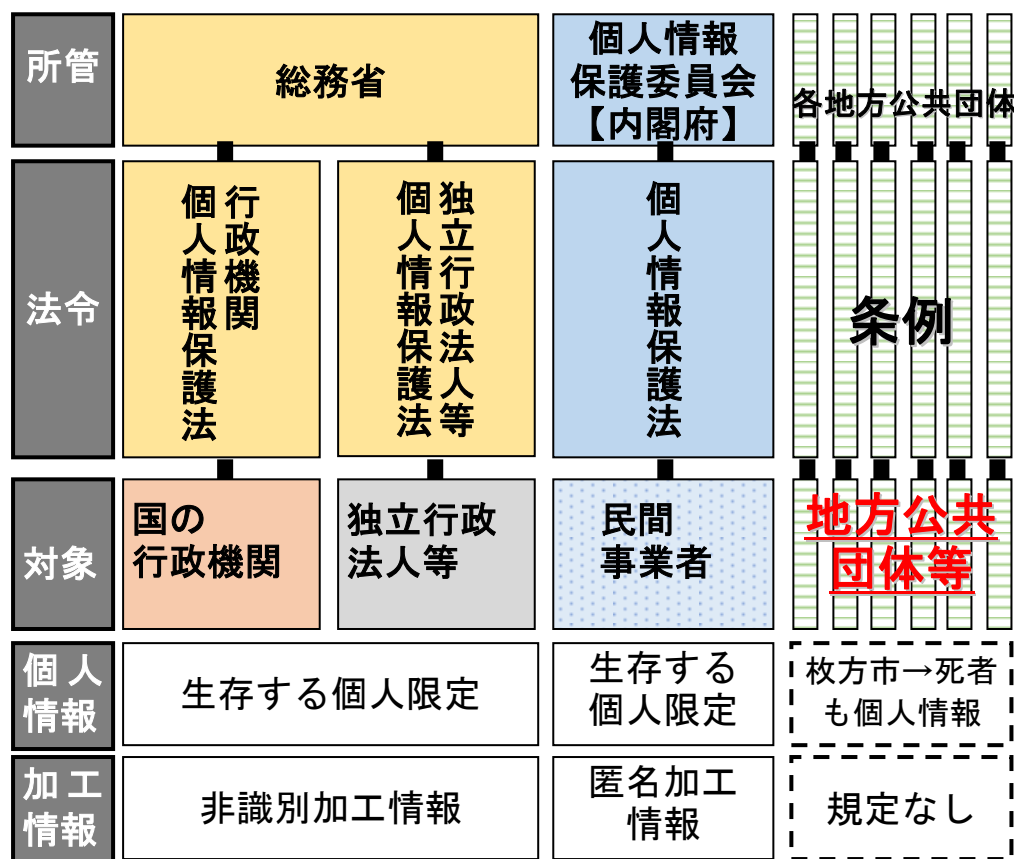
1 個人情報保護制度見直しの概要

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の**3本の法律を1本の法律に統合**するとともに、**地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定**し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、**国公立病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律**を適用。
- ③ **個人情報等の定義を国・民間・地方で統一**するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



【現行】

【法改正後】



2 条例整備スケジュール

令和4年(2022年)									令和5年(2023年)	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		4月
			審議会【諮問】	審議会【答申】	パブコメ実施（審議会）	パブコメ公表		議会へ提案		施行
ガイドライン公表										

別紙2 主な変更点

	改正法による変更点	現在
個人情報の定義	<ul style="list-style-type: none"> ・生存する個人に関する情報に限定 ・照合の「容易性」が要件 	<ul style="list-style-type: none"> ・死者に関する情報も含む ・照合の「容易性」なし
要配慮個人情報の定義	変更なし	
収集の制限	なし	<ul style="list-style-type: none"> ・本人外収集の禁止 ・要配慮個人情報の収集原則禁止
個人情報ファイル簿	1,000人以上の個人情報を扱う場合に作成・公表が義務付け	人数にかかわらず、作成・公表が義務付け
任意代理人による開示請求	全面的に可能	限定的に許容
不開示情報	変更なし	
開示請求の決定の期限	請求があった日から30日以内 延長する場合の期間は30日以内 著しく情報が大量→相当期間	請求があった日から14日以内 延長期間30日以内 著しく情報が大量の場合の規定なし
訂正請求・利用停止請求	開示決定を事前に受け、その日から90日以内に請求することが必要	制限なし
手数料	条例で規定（実費の範囲内において条例で定める額）	手数料は無料 写しの作成費用・郵送料は実費徴収
行政機関等匿名加工情報の提供	提案募集の義務付け ※中核市は、当分の間、任意	規定なし

	改正法による変更点	現在
オンライン結合	制限は認められない	制限規定あり（例外は限定的）
審議会への諮問	取得、利用、提供等の可否について諮問は不要 ※これら以外で特に必要である場合のみ諮問	例外的な取得、利用、提供、オンライン結合等については諮問が義務付け
運用状況の作成・公表	委員会→行政機関 施行状況の報告の求め 委員会→国民 概要の公表	主体的に運用状況を作成・公表

個人情報保護委員会 HP（法令・ガイドライン等掲載場所）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

別紙3 諮問事項

委員会が示す法と条例の関係性は次のとおりであり、本市では、現行の取扱いを維持できるものは、維持していくという考えの下、条例整備を検討しています。

【条例に規定されることが想定されるもの】

諮問①本人開示等請求における手数料

諮問②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

【条例に規定が置かれることが許容されるもの】

諮問③「条例要配慮個人情報」の内容

諮問④個人情報ファイル簿その他これに類する帳簿（個人情報取扱事務登録簿）に係る事項

諮問⑤本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）

諮問⑥本人開示請求等の手続

諮問⑦個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるときの審議会等への諮問

諮問⑧その他（内部の手続など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項）

【条例に規定が置かれることが許容されないもの】

- ・個人情報の定義に死者に関する情報を含める規定
- ・改正法の規律に加えて、要配慮個人情報又は条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定
- ・オンライン結合に特別の制限を設ける規定
- ・目的外利用・提供を行う場合に審議会等の諮問を要する旨の規定
- ・開示請求等の手続について、改正法の規定よりも処理期間を延長する規定
- ・個人情報取扱事業者等による個人情報の取扱い等に関する独自の規制

—条例に規定されることが想定されるもの—

諮問①本人開示等請求における手数料

●説明

開示請求をする者は、請求を行う場合には手数料を納めなければならないとされており、その額は、地方公共団体において実費の範囲内で条例で定めることとされています。

●現行条例の取扱い（条例第27条、規則第14条・別表）

・手数料は、無料

・写しの作成に要する費用は、次の表のとおり

なお、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、写しの作成に要する費用を減額し、又は免除することとしている。

交付する写しの区分	費用の額
用紙に複写し、印刷し、又は出力したもの	日本産業規格A列0番の用紙1枚につき50円
	日本産業規格A列1番の用紙1枚につき30円
	日本産業規格A列2番の用紙1枚につき20円
	日本産業規格A列3番の用紙1枚につき10円
	日本産業規格A列4番の用紙1枚につき10円
	日本産業規格B列4番の用紙1枚につき10円
	日本産業規格B列5番の用紙1枚につき10円
光ディスクに複写したもの	光ディスク1枚につき100円

・送付に要する費用は、日本郵便株式会社が定めた郵便料金に相当する額

●条例整備の方向性

改正後も現行と同様の取扱いとするよう条例で規定します。

●判断の理由

開示等請求の趣旨である自己情報のコントロール権の保障という点を踏まえて、手数料は無料としてきた経過があることと情報公開制度との整合性の観点から、改正後も同様の取扱いとすることが望ましいと考えます。なお、一般的に実費徴収に関しては、条例で規定する事項ではありませんが、経済的困難な事情がある方に対しては、減免とすることも継続しますので、条例で定めることとします。

●参考情報

・国の手数料

国の行政機関は、行政文書1件につき300円、オンラインによる請求は200円

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（令和4年4月更新）
（関係部分のみ抜粋）

Q 5-7-1

開示請求の手数料は、国と異なる手数料を定めることは可能か。

A 5-7-1

実費の範囲内であれば、従量制の開示手数料を定めることが可能であり、また、手数料を無料とすることも妨げられません。

Q 5-7-2

開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することはできるか。

A 5-7-2

コピー代や記録媒体の費用等の実費について、開示請求の手数料とは別に徴収することは可能です。なお、法第89条第2項の規定により、地方公共団体の機関における開示請求の手数料は実費の範囲内において条例で定める額とされているところ、実費相当額を重複して徴収することがないように留意する必要があります。

Q 5-7-3

開示請求に係る手数料について、条例で減免について規定することはできるか。

A 5-7-3

地方公共団体の判断により、条例で手数料の減免について規定することは妨げられません。

諮問②行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料

●説明

行政機関等匿名加工情報の提供に関する契約を締結する者が納めるべき手数料は、条例で定めることとなっています。

本市	提案者	本市	提案者	本市
募集	提案	審査 結果通知	契約締結申込 手数料納付	契約締結 作成・提供

●現行条例の取扱い

なし

●条例整備の方向性

行政機関等匿名加工情報に係る提案募集の体制整備が完了次第、条例改正を行い、規定します。

●判断の理由

これまで本市では、匿名加工情報その他これに類する情報の取扱いは行っておらず、また全国的にも提案募集制度の導入を行っているところはごく少数という現状にある。一方で、経済・産業の発展に資するためのデータの利活用という本制度の趣旨を踏まえる必要があることから、提案募集実施に向けた調査検討を行い、体制整備ができた段階で手数料に係る規定を条例で設けることとします。

●参考情報

・国の手数料の例

- ①基本事務（審査事務等）に対応する金額として21,000円
- ②行政機関等匿名加工情報の作成の時間（職員の工数）1時間まで毎に3,950円
- ③行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に、当該委託を受けた者に対して支払う実費

—条例に規定を置かれることが許容されるもの—

諮問③「条例要配慮個人情報」の内容

●説明

改正法第60条第5項※により、既存の要配慮個人情報に加えて、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報を条例で定めることが可能です。

●改正法と現行条例の比較（改正法第2条、条例第2条）

人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、心身の機能の障害があること等、改正法と現行条例の内容は一致しています。

●条例整備の方向性

条例で規定しません。

●判断の理由

改正法と現行条例で差異がないため。

※第60条第5項

この章において「条例要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

諮問④個人情報ファイル簿その他これに類する帳簿（個人情報取扱事務登録簿）に係る事項

諮問⑧内部の手続など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

●説明

法第75条第5項により、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に追加して、個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することも可能とされています。

また、単なる内部の手続に関する規律にすぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことが可能とされています。

●現行条例の取扱い（条例第11条）

	改正法	現行条例
個人情報ファイル簿	作成・公表義務付け →対象人数1,000人以上	制限なし
個人情報取扱事務登録簿	作成が許容	作成なし

●条例整備の方向性

個人情報取扱事務登録簿の作成は不要とし、対象人数が1,000人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表の義務付けの対象とするよう条例で規定します。

●判断の理由

改正法が個人情報取扱事務登録簿の作成を許容した趣旨は、個人情報ファイル簿に代わるものとして作成している自治体に配慮したことにあります。事務登録簿の作成がなくとも、行政における利用目的ごとの保有個人情報の適正な管理に資するとともに、開示等請求権の行使など本人が自己に関する個人情報の利用の実態をよりの確に認識することを実現するという立法目的は達成できるため、事務登録簿についての規定は不要と考えます。また、個人情報ファイル簿の作成について、改正法が1,000人未満を対象外とした趣旨は、個人のプライバシー等への権利利益に与える影響が小さいという判断に基づきますが、自治体においてこの考え方をそのまま採用することは従来の本市の保護水準を低下させるおそれがあり、立法目的の達成のためにも、従来どおり、1,000人未満の個人情報ファイルについてもファイル簿を作成していくことが適当であると考えます。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（令和4年4月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q 4 - 2 - 1 本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成することは可能か。

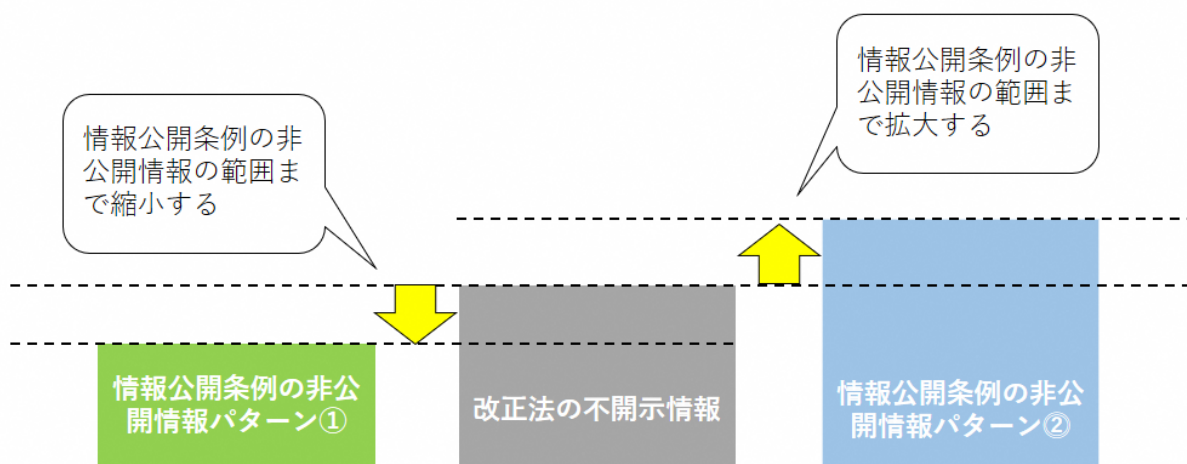
A 4 - 2 - 1 本人の数が 1,000 人未満の個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿の作成・公表義務の対象外とされていますが（法第 74 条第 2 項第 9 号、第 75 条第 2 項第 1 号及び政令第 20 条第 2 項）、本人の数や個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の性質等を踏まえて個人情報ファイル簿を作成・公表することで特定の個人が識別される場合など、法の趣旨に反しない限り、本人の数が政令で定める数未満の個人情報ファイルについて、作成・公表を行うことは妨げられません。

諮問⑤本人開示等請求における不開示情報の範囲（情報公開条例との整合性）

●説明

地方公共団体の機関及び地方独立行政法人における情報公開は、情報公開条例に基づき行われるものであるところ、①法が定める不開示情報に該当するものであっても情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものは不開示情報から除外するとともに、②行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているもののうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるものについては、不開示情報とすることとして、情報公開条例の規定との整合を図ることを可能とされています。

<表><情報公開条例との整合イメージ>



●改正法と現行条例の比較（改正法第78条、情報公開条例第5条）

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
【開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報】	—	—
—	【法令秘情報】 法令等の規定により、公にすることができない旨が明示されている情報	

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
<p>【開示請求者以外の個人に関する情報】</p> <p>開示請求者以外の個人に関する情報（<u>事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u>）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外特定の個人を識別することができるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（<u>独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の職員を除く。</u>）、<u>独立行政法人等の職員</u>、地方公務員法第2条に規定する地方公務員及び<u>地方独立行政法人の職員をいう。</u>）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>	<p>【個人に関する情報】</p> <p>個人に関する情報（<u>法人その他の団体の役員及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。</u>）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの</p>	<p>ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令若しくは条例の規定により、又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報</p> <p>ロ 略</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法第2条第1項に規定する国家公務員（<u>独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。</u>）、<u>独立行政法人等の役員及び職員</u>、地方公務員法第2条に規定する地方公務員並びに<u>地方独立行政法人の役員及び職員をいう。</u>）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、<u>当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分</u></p>

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
<p>【法人等・任意提供情報】</p> <p>法人その他の団体に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。</p> <p>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p>	<p>【法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報】</p> <p>法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。</p> <p>【任意提供情報】</p> <p>個人又は法人等に関する情報のうち実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。</p>	<p>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。</p> <p>ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するた</p>

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
		め、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
<p>【審議、検討等情報】 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>【審議、検討等情報】 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの</p>	
<p>【事務又は事業に関する情報】 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、<u>次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</u> イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安</p>	<p>【事務又は事業に関する情報】 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、<u>次に掲げる支障を及ぼすと認められるもの</u> <u>その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすと認められるもの</u></p>	

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
<p>全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に<u>支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を<u>困難にするおそれ</u></p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を<u>不当に害するおそれ</u></p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するお</p>	<p>【公共の安全等に関する情報】</p> <p>公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に<u>支障を及ぼすと認められる情報</u></p> <p>【事務又は事業に関する情報】</p> <p>イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を<u>困難にすること</u>。</p> <p>ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を<u>不当に害すること</u>。</p>	

改正法	現行情報公開条例	
	非公開とすべき情報	公開すべき情報
<p>それ</p> <p>へ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に<u>支障を及ぼすおそれ</u></p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の<u>正当な利益を害するおそれ</u></p>	<p>ハ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に<u>著しい支障を及ぼすこと。</u></p> <p>ニ 独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の<u>正当な利益を著しく害すること。</u></p>	

● 条例整備の方向性
条例で規定しません。

● 判断の理由

条文の表現に違いがあるものの、実質的に内容は一致していると考えられることから、改正法と現行条例で差異がないため。

諮問⑥本人開示請求等の手続

●説明

改正法第108条*の規定により、開示請求等のあった場合の改正法に定める決定期限について、条例において短縮することが可能です。また、訂正請求・利用停止請求の手続に係る要件を緩やかにすることが可能です。

●改正法と現行条例の比較（改正法第83条・第84条・第90条・第98条、条例第19条・第24条）

改正法	現行条例
(決定期限) ・当初の期限は、 <u>30日（初日不算入）</u> ・事務処理上、困難な場合の延長期間は、 <u>30日</u> ・請求に係る保有個人情報著しく大量の場合は、 <u>相当の期間内に決定</u>	(決定期限) ・当初の期限は、 <u>15日（初日算入）</u> ・事務処理上、困難な場合の延長期間は、 <u>30日</u> ・請求に係る保有個人情報著しく大量の場合の <u>特例なし</u>
(開示請求前置主義) ・訂正請求・利用停止請求の対象となる保有個人情報は、改正法又は他の法令に基づき、 <u>開示を受けたものに限定</u> ・開示を受けた日から <u>90日以内に請求</u> しなければならない	(開示請求前置主義) <u>制限なし</u>

●条例整備の方向性

改正後も現行と同様の取扱いとするよう条例で規定します。

●判断の理由

決定期限については、改正法どおりに運用するとなると、市民サービスの低下を招くこととなるため。また、過去の実績*を踏まえても、当初の決定期限内に処理が完了しない案件は多くなく、現行と同様の取扱いとして支障はないと考えます。

国は、開示請求を事前に行い、対象となる保有個人情報を明確にすることで制度の安定的運用の図る観点から開示請求前置主義を採用しています。しかし、本市においては、これまで円滑に制度を運用しており、仮にこれを必須要件としてしまうことで、例えば、開示請求を行わずに本人が手に入れた保有個人情報に誤りがあった場合（給付金の支給決定通知書が送付されたような場合）においても、既に手元にある給付金の支給決定通知書を再度手に入れる必要が生じ、過度に請求者へ負担をかけることとなります。したがって、現行どおり

制限なく手続ができる制度が望ましいと考えます。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）（令和4年4月一部改正）

条例に規定することにより開示決定等を行う期限を30日より短い日数とすることが可能である。この場合には、当該日数以内に開示決定等を行う必要がある。

条例に規定することにより延長できる日数を30日より短い日数とすることができる。この場合には、当該日数以内に限り（※）その期限を延長することができる。

（※）開示決定を行う期限を、法が定める30日より短い日数として定めている場合であっても、条例の定めにより延長することができる日数は、30日を超えることができない。

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（令和4年4月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q5-8-2

法は、訂正請求や利用停止請求の対象となる保有個人情報について、本人が法の開示決定に基づき開示を受けたもの又は法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたものに限っているところ（法第90条第1項及び第98条第1項）、法施行条例で規定することにより、本人が開示を受けていない保有個人情報についても訂正請求や利用停止請求の対象とすることはできるか。

A5-8-2

法は、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個人情報を対象としています。他方、法第108条は、訂正及び利用停止の手続に関する事項について、法第5章第4節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることができることとしているところ、開示を受けていない保有個人情報について訂正請求及び利用停止請求の対象とすることは、これらの請求の前提となる手続に関するものであり、訂正及び利用停止の手続に関する事項に含まれるため、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、そのような法施行条例を規定することは妨げられません。

※法第108条

この節の規定は、地方公共団体が、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節の規定に反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるもので

はない。

※過去の実績（直近3年分）

令和3年度：開示請求に係る決定数：101 延長数：10

令和2年度：開示請求に係る決定数：98 延長数：10

令和元年度：開示請求に係る決定数：104 延長数：6

諮問⑦個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときの審議会等への諮問 <附属機関条例>

●説明

改正法において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、条例で規定することで審議会へ諮問することが可能となります。

●現行条例の取扱い（附属機関条例別表1の表枚方市情報公開・個人情報保護審議会の項）

本人外収集、要配慮個人情報の収集、目的外利用、目的外提供、オンライン結合の実施に係る例外的な取扱いについて、本審議会への諮問を要件とするよう定めています。

●条例整備の方向性

条例改正などの重要事項や特定個人情報保護評価の第三者点検等について、引き続き諮問を行う必要があることから、諮問することが可能となるよう条例で規定します。

●判断の理由

改正法施行後においては、現行条例のような諮問を要件とすることは許容されず、個人情報保護委員会が示す改正法の解釈運用基準に則って実施機関が判断することとなります。これに伴い、本審議会の担当事務の範囲は小さくなりますが、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認める場合には、今後も審議会の意見を聴く必要があると考えます。また、実施機関の制度運用の透明性を確保する観点からも審議会の設置を継続することが望ましいと考えます。

●参考情報

- ・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（令和4年4月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q7-1-1

法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの細則を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合

- ・地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

- ・法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

諮問⑧内部の手続など個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項

●説明

単なる内部の手続に関する規律に過ぎない事項など、個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項については、条例で独自の規定を置くことが可能とされています。

●現行条例の取扱い（条例第32条）

毎年度、個人情報ファイルの届出の状況や開示等請求及び開示決定等の状況など制度の運用状況を作成・公表しています。

●条例整備の方向性

改正後も現行と同様の取扱いとするよう条例で規定します。

●判断の理由

運用状況の作成・公表により、制度運用の透明性が確保され、また、市民への積極的な情報提供のツールとなり得るため。また情報公開制度においても、運用状況の作成・公表を条例において規定しており、これと整合を保つことが望ましいと考えるため。

●参考情報

・国の見解

個人情報の保護に関する法律についてのQ&A（行政機関等編）（令和4年4月更新）

（関係部分のみ抜粋）

Q 8 - 1 - 1

法第165条第2項に基づき、委員会が行う法の施行の状況の公表と別に、地方公共団体独自の措置として、例えば、年度単位で個人情報保護制度に係る運用状況の公表を行うことは差し支えないか。

A 8 - 1 - 1

地方公共団体が自発的に行う住民向け情報公開として、そうした制度を設けることは妨げられません。